

審議会等の会議の記録

会議の名称	伊勢崎市水質に関する検討委員会 (第2回伊勢崎市水質に関する検討委員会)
開催日時	令和7年1月27日(月)午後2時00分～午後3時00分
開催場所	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21
出席者氏名	(委員7名) 片亀委員、佐藤委員、山崎委員、矢尾委員、宮里委員、富田委員、本田委員 (事務局4名) 小保方課長、輿石環境企画係長、斎藤主任、須田主事
傍聴人数	なし
会議の議題	議題 (1) 第3次伊勢崎市環境基本計画に関する提言書(案)について (2) 今後の協議事項について
会議資料の内容	① 次第 ② 第3次伊勢崎市環境基本計画に関する提言書(案)
会議における議事の経過及び発言の要旨	<p>【第2回伊勢崎市水質に関する検討委員会】</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長挨拶</p> <p>3 議題 (1) 第3次伊勢崎市環境基本計画に関する提言書(案)について ※事務局より、第3次伊勢崎市環境基本計画に関する提言書(案)について説明。各委員よりいただいた意見は全て反映し、反映箇所についての説明を行った。 事務局への質問や委員のご意見は以下のとおり。</p> <p>委員 提言に関してはこれで問題ないと思う。グリストラップの部分に言及しているが、今までの水質検査でノルマルヘキサン抽出物質を行っていない。河川の水質検査項目にノルマルヘキサン抽出物質を入れた方がいい。提言の中だと公共用水域の話であるため、分析結果で規制等行う場合にも検討材料となると思う。</p> <p>事務局 分析項目の中に入っていないものとなるため、今後必要に応じ分析項目への追加の検討を行う。</p> <p>委員 浄化槽は「“定期的な”メンテナンス」が必要と言われているところだが「グリストラップの“日常的な”メンテナンスが必要」という内容で提言書は作られている。実際、事業所が日常的にグリストラップのメンテナンスを行うのは難しい部分があり、“日常的”というニュアンスは厳しいと感じるが、啓発の意味でこの文言を入れるのであれば問題ないかと思う。</p> <p>委員 グリストラップに関しては他委員での意見でも出たが、何か問題が起きた際にはBOD等の数値は測っているがノルマルヘキサン抽出物質までの数値は測っていない。飲食店におけるグリスト</p>

	<p>ラップの日常清掃を行っているところはまだまだ少ない。グリストラップ自動化システムを採用してもらえれば常に綺麗な状態が保たれるが、今後グリストラップの清掃によりBOD及びノルマルヘキサン抽出物質等の数値が明らかに改善されるデータがあれば、これを根拠として食品衛生協会のほうでもグリストラップの日常における清掃も啓発しやすいのではないか。改善されたデータ等がない中で啓発しても飲食店も改善するきっかけが弱い。</p>
委員	<p>公共用水域や下水道配管に油が相当量出てしまった場合、どういう問題やトラブルが起こるか、自然の影響を受け、油がどういった変化をしていくかが問題となる。</p>
委員	<p>下水管の中で問題となるという話はあるが、知見はないと思われる。</p>
委員	<p>経験した中で問題となったのが、温泉地近くの下水道管の中で油が塊となって蓄積したケース。川の横断で下に下水管が通っているため、油は軽いため下水管の上側に蓄積してしまう。主に動物油脂。2年間清掃を行っていなかった場合、油をとるのに150万円ほど費用がかかる。その後、年1～2回清掃を行うが1回50万ほど費用がかかる。この維持管理費は市町村が負担する。伊勢崎市も小さい河川では同じような施工式の下水道管があると思われる。</p>
委員	<p>もう1つは、民間施設で汚水槽に排水を貯めてポンプであげる場合、水位を調節するフロートスイッチに油が溜まるとうまく動作せず、処理していない下水が溢れ道路側溝に流れてしまう。この場合の対応は事業所側が行うものとなる。</p>
委員	<p>広瀬川下流域生活排水重点地域の指定後は伊勢崎市ではどのような対策を具体的にやってきたか。</p>
事務局	<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合の補助金交付を資源循環課で行っている。その他は下水道への接続や啓発活動となる。</p>
委員	<p>その対策は重点地域だからなのか、市全域で行っているのか。</p>
事務局	<p>「広瀬川下流域生活排水重点地域」という指定名だが、指定の対象区域は下水道処理区域を除く市全域となっているため、補助金の対象も同様としている。</p>
委員	<p>この地域を対象とした施策等が打ち出せるのであればよりいいと思われる。</p>
委員	<p>今後実地試験のようなものができればよいと思う。データが可視化できないと飲食店等の負担ばかり増えてしまう懸念もある。</p>
委員	<p>グリストラップで物理的に油分を取り除いて残りの部分を排出する方法と、もう一つアルカリで中和して油そのものではなくしてから排出する鹼化法があるが、その後の有機物の動きはどのようにしていくか。</p>
委員	<p>鹼化法で処理後の事業所から出た排水に関してBODデータはその地域の排水より基準は下回っている。</p>
委員	<p>石鹼はアルカリで油脂を中和するが、その後自然界でプランクトン等生物が食べる餌になることもある。その後油に戻ることはないと思っているが、自然浄化の力で水質の改善が行われている認識だが、実際はどのような動きになっているのか。</p>
委員	<p>下水処理場では油は泡になることが多い。汚泥に取り込まれる部分はそのまま排出される。</p>
委員	<p>アルカリで中和された状態のものは水溶性になるのか。それとも溶けずにそのままか。</p>

委員	エマルジョンだと思われる。
委員	公共用水域では排出後は人工的な処理機能はないため、生物の自然の浄化作用に頼るしかない。
委員	油とアルカリの中和に関しては廃油石鹼と同じ原理で石鹼を作っているのと同じ。石鹼排水は泡になると言われている。
委員	動物油脂は融点が高いので問題になりやすいと思われるが、鹼化処理された状態だと塊になることはないか。
委員	条件によるが、しっかりと流水がある状態だと塊にはならないと思われる。
委員	事業者の日常的な管理をしてる場合にどの程度の改善があるかのデータはないとのことだが、過去にないのか。
委員	業者を入れれば作業前と作業後の排水データを取ることは可能だが、一般的な業者ではやっておらず、あくまでも見た目での程度綺麗か等を判断していると思われる。ある施設で2～3年のグリストラップの清掃を行っていなかったが、油が固化してカチコチになっていた。その状態だと洗剤でどうにかできるレベルではないので手作業で油を除去してから洗剤等での洗浄を行う。
委員	グリストラップの日常清掃を呼びかけたいが、最低限どの頻度で清掃を行えば、油の固化等は防げるか。
委員	グリストラップは第1層、第2層、第3層とあるが、第1層はシンクから流れてきた排水がそのまま流れる際に網やネットで固形物を除去するところ。その固形物を毎日除去するだけでもグリストラップの汚れはかなり改善すると思われる。これを除去しないとどんどん汚れが蓄積し、塊の油となってしまう。 グリストラップの大きさにもよるが、事業所職員が毎日グリストラップを開けて清掃できないものもあるので、その場合は清掃業者を呼んでバキュームで吸い取る必要がある。油を多く使う飲食店であれば3か月に1度は清掃業者を入れるのが望ましい。
委員	縛りがないと改善はしない。定期清掃の義務化を目指すべきではあると思う。清掃に関して補助金等の交付があればまた変わってくる。食品衛生協会に入っていない業者もたくさんあるのでそこは保健所の管轄になってくる。官民で連携していけるとよい。
委員	浄化槽に関しては法律で定期点検や11条検査の縛りがあるが、グリストラップは特にない。まずはガイドライン等で今協議した頻度や清掃の必要性の意識を共有する必要がある。まずは規制というよりは意識づけの啓発が必要。
委員	毎日の厨房の清掃のついでにグリストラップの清掃は行えないか。
委員	営業の許可の時点で要件に「グリストラップの日常清掃を行わなければならない」等の文言があればできると思う。
委員	飲食店のオープン時に立ち会う際、器具の説明を厨房屋が行うが、グリストラップの説明を行うケースは稀。
委員	居抜きで開店した飲食店では排水経路を把握していないケースもある。
委員	新規の場合の事業であればグリストラップの設置は可能だが、居抜きの場合だとグリストラップがない場合もある。後から設置の場合、埋め込むためにコンクリートを壊す必要がある等、物理的に難しい。その場合手立てが必要。費用もかなりかかる。
委員	2～3年前から簡易型グリストラップを設置する事業者もあると

聞く。埋め込み式ではなく厨房のスペースに置くもの。まだなかなか利用している事業所はない。

(2) 今後の協議事項について

委員 先ほど委員から実地試験の必要性の意見が出たが、これから規制等検討していく際にその薬剤であれば清掃において問題ないか等、市が提示していく必要がある。市で研究していく必要がある。

委員 財源の問題もあるのでできる範囲は限られてしまうかと思うが、効果とコストを比較した上で実施していく必要がある。学校給食センター等の排水でいくつかの方法を試してみる等も1つである。委員のメンバーも排水に関してよく実態を知っている方たちとなるため、来年度、本検討委員会を継続する中で有効な情報をこういった場で検証できれば良いと思う。

委員 研究を行っているが現場の状況はわからないことも多いので、こういった場での知識の共有は知見や経験になり有意義と感じる。伊勢崎市は環境に関して明るいまちで積極的なイメージがあるが今後の方針等伺いたい。

事務局 関係する部局間でも検討を行い、実地試験等どこまで行えるのかは調整を行っていききたい。また来年度も検討委員会は継続するため、委員のみなさまにも検討していただき、具体的に決定していけたらと考える。

委員 委員内での情報共有に加え、食品衛生協会に所属しない事業所も含め、関連する排水を出す小規模事業所に向けて排水への関心をもってもらえるよう啓発を行っていく必要が出てくる。そのために我々も情報を集め、検証等行えるとよい。

委員 財政面での支援に関しては行政としては難しい部分があると思われる。

委員 合併処理浄化槽への転換の補助金はあるが、執行率等はいかかか。

委員 執行率等現在提示できるものはないが、補助金申請は一定数以上申請があり、今年度は今月末まで申請期間となっている。補助金の普及啓発活動も行っているところである。

委員 行政は予算の制約があるため、費用対効果の高いものを意識して実行していければと思う。

食品衛生協会の組織率はどの程度か。入っていない事業所も多いのか。

委員 多いというほどではないが、協会への加入は義務ではないので一定数食品衛生協会に入っていない事業所もある。食品営業許可の件数を分母にして会員数を出せば組織率はわかる。食品衛生協会に入っていない事業所の把握も可能ではあると思われる。

委員 なるべく食品衛生協会に入ってもらい、衛生面だけではなく環境面にも配慮してもらえるとよい。

委員 水質の測定結果で亜鉛が基準超過として出ているが、原因はなにか。

事務局 原因までは不明。水生生物に影響があることは承知している。

委員 排水基準順守状況においては違反事業所が12事業所となっているが、事業所検査はどれくらいの頻度で行っているのか。

事務局 事業所の検査は違反が出た場合、追加検査を行う場合もある。水質汚濁防止法に基づく、令和4年度の立ち入り検査の状況では62件立ち入り、12事業所が違反し、違反率は19.4%となっている。

	<p>る。</p> <p>委員 事務局 下水道法の立ち入り検査等を行っているのか。 下水道法では除害施設等で問題があれば行うこともあるかもしれないが、現状実施しているという情報は聞いていない。下水道に接続するときは検査がある。</p> <p>委員 事務局 伊勢崎市の排水は最終的にどこへ行くか。 下水道であれば伊勢崎浄化センターに行くか、平塚水質浄化センターの2つのどちらかに行く。農業集落排水に関してはあずま、赤堀地区にあるが下水道へ統合の流れになっている。コミュニティプラントはない。最終的には下水道か浄化槽。</p> <p>委員 その水が最終的には利根川に合流する。河川の水質改善に向けて引き続き検討を行っていきたい。</p> <p>4 事務連絡 ※事務局より連絡。次回検討委員会開催は4月～5月頃を予定している。開催の1か月前を目安に開催連絡を行う予定。</p> <p>5 閉会</p>
--	---